

千葉市民活動支援センター設置管理条例をここに公布する。

平成25年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第35号

千葉市民活動支援センター設置管理条例

(設置)

第1条 本市は、市民公益活動（本市において不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として行われる活動をいう。以下同じ。）の促進を図るため、次のとおり千葉市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

名 称	位 置
千葉市民活動支援センター	千葉市中央区中央2丁目5番1号

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものと関係機関との間の交流及び連携の促進に関すること。
- (4) 市民公益活動に関する相談に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に係る業務
- (2) 第8条第1項に規定する使用の許可並びに第10条第1項及び第2項の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) 第13条第1項に規定する施設等の変更の承認及び同条第2項に

規定する原状の回復に係る指示に関する業務

(4) センターの維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(休館日)

第5条 センターの休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）とする。ただし、市長がセンターの管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

(使用時間)

第6条 センターの使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にセンターを使用させることができる。

(使用することができるものの範囲)

第7条 センターの施設及び設備（会議室、談話室及び規則で定める設備（以下「会議室等」という。）を除く。）を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市民公益活動を行っているもの

(2) 市民公益活動を行おうとするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 会議室等を使用することができるものは、前項第1号又は第2号に掲げるもののうち市長が別に定めるものとする。

(使用の許可)

第8条 会議室等を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 市民公益活動以外の活動に使用するものであると認めるとき。
- (2) 営利を目的とする使用であると認めるとき。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又はこれらに反対する使用であると認めるとき。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (5) 会議室等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設又は設備の使用を制限し、若しくは停止し、第8条第1項の許可を取り消し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第1号から第6号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (4) センターの管理の業務に従事する者の管理運営上の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるとき。

2 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が同条第2項の規定により付した条件に違反したときは、前項の規定による処分をすることができる。

(意見の聴取)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第9条第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の承認)

第13条 使用者は、センターの施設又は設備の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の承認を受けて原状を変更した場合において、その使用を終了したときは、指定管理者の指示に従い、当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第14条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、センターを最も適切に管理することができると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有すること。

(4) センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。